

城陽市ボランティア基金特別会計について

城陽市ボランティア基金特別会計とは、城陽市社会福祉協議会が「城陽市ボランティア基金設置及び運営規程（別紙のとおり）」に基づき設置しているものです。

城陽市ボランティア基金設置及び運営規程

(目的)

第1条 地域福祉の向上をめざし、福祉活動にかかわる地域住民、民間団体の自主的で継続的なボランティア活動を育成、助長することを目的として、社会福祉法人城陽市社会福祉協議会（以下「社協」という。）定款第2条に基づき「城陽市ボランティア基金」（以下「基金」という。）を設置するとともに、基金の運営について必要な事項を定める。

(基金の積立及び基金額)

第2条 ボランティア基金に対する寄付金は、全額基金源資に組み入れるものとする。

2 基金の額は1億円とする。

3 前項の規定にかかわらず必要があるときは、前項の基金に追加して積立てをすることができるものとする。

4 前項の規定により、積立てが行われたときは、基金の額は積立て相当額増加する。

(基金の構成)

第3条 基金は、次の各号をもって構成する。

(1) 城陽市の出資金

(2) 寄付金

(3) その他の収入

(基金の管理運用)

第4条 この基金は、独立した会計区分を設け、銀行預金、その他最も安全かつ確実有利な方法で管理するものとする。

2 この基金の運用から生ずる運用益は、その全額を社協が行うボランティア活動振興事業および第5条に示したボランティア活動の育成振興に充てるものとする。

3 基金の源資は、取り崩しできない。

(助成の対象事業)

第5条 基金の運用益をもって助成する対象事業は、次のとおりとする。

- (1) ボランティア活動振興のための学習及び研修事業
- (2) ボランティア活動振興に活用できる調査研究事業
- (3) ボランティア活動のための機器・器財の整備
- (4) ボランティアグループによる開発的、モデル的活動
- (5) ボランティア活動基盤づくりのための福祉教育及び啓発事業
- (6) 社協ボランティアバンクの行う事業
- (7) 基金造成のための啓発事業
- (8) その他、ボランティア基金運営委員会（以下「基金運営委員会」という。）が、ボランティア活動の育成、推進のため必要と認められたもの

(助成申請者の資格)

第6条 この基金による助成を申請できる者は、次のとおりとする。

- (1) ボランティア活動を推進している校区社会福祉協議会
- (2) 社協に登録または所属している団体及びグループ
- (3) その他、社協会長が助成を行うことが必要と認めた団体及びグループ

(助成の申請)

第7条 基金による助成の交付を受けようとする者は、別に定める申請書により社協会長に提出しなければならない。

(助成の決定)

第8条 前条による申請書の提出があった場合、社協会長は毎年度予算の範囲内で「基金運営委員会」の議を経て、助成団体及びグループの助成額を決定する。

- 2 助成が決定したときは、別に定める様式により決定通知書を申請者に交付するものとする。

(助成金の交付)

第9条 助成金は、社協会長から申請者に交付する。

(事務費)

第10条 基金に関する事務処理に要する経費については、基金より生ずる運用益のうち3千万円以内の場合は、その10%の範囲で、3千万円を超える場合は、3%の額を加えた範囲内の額とする。

(基金運営委員会)

第11条 基金の円滑な運営を図るため、基金造成及び運用益の配分等に関し、社協会長の諮問に応じて必要な事項を審議するため、定款第34条の規定により、基金運営委員会を置く。

2 基金運営委員会について、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 昭和63年9月19日施行の城陽市ボランティア基金設置及び運営規定は、廃止する。

附 則

この規程は、平成2年6月1日より施行する。

この規程は、平成29年4月1日より施行する。